



国家秘密の公開と歴史的検証

特定秘密保護法案で秘密はどうなるのか？

シンポジウム「国家秘密と情報公開」第2弾 参加報告

2013年11月18日、自由人権協会・日本ペンクラブ・情報公開クリアリングハウス主催の標記の講演会が、専修大学神田キャンパスで開催された。

まず、情報公開活動に取り組んでいる三木由希子氏(情報公開クリアリングハウス)より、日米の秘密保護法(案)の比較解説があった。知る権利を認めつつ、秘密情報もあるとする米国に対して、秘密情報の管理、防諜の意識が強い日本。秘密指定の是非を争える米国と、単に「非公開」とされ、その公開・非公開しか争うことができない日本など、法(案)の具体的な制度と設計が比較され、背後に流れている思想の違いがわかり、特定秘密保護法案の論点がよりはつきりした。

太田昌克氏(共同通信社論説委員)は、核密約調査報道の経験をふまえ、特定秘密保護法案の問題点を指摘した。密約報道後、衆議院議員選挙をひかけた民主党の岡田克也氏から「政権交代したら、密約を調査する」という言質をとり、実現させることができた。政策循環・「より良き政策」の実現に資することができた反面、証拠書類の大量廃棄により、真実を十分に明らかにできず、残念だったそうだ。また、報道直後、知り合いの外務省幹部より「取材は国家公務員法に抵触、教唆犯にあたる。もちろん、今回そ

するとは言っていないが」と直言され、戦慄が走ったという。

核持ち込みは、冷戦後、米国の核戦略変更により終結した。しかし、日本政府は政策変更できずにいた。政府のこうした態度と官僚の前例踏襲主義・無謬性を念頭におけば、「法の恣意的な運用はない」「良識で判断する」という答弁は明らかに信用できない。同法案が可決された場合、良心を持った内部告発者を失う恐れがある。また、不当な法により裁かれる恐れが生じ、メディアによる権力監視ができなくなることで「より良き政策」の実現機会が失われ、ジャーナリズムと民主主義が危機に陥ることが指摘された。

山田健太氏(専修大学文学部／日本ペンクラブ理事)が加わった鼎談で太田氏は、自民党・町村信孝氏の「国民の権利・自由を守ることで国が滅んでもよいのか」という発言に対し、「国は核持ち込みが安全保障に資したのか検証できていない。集めた情報を国民が検証することで国家の安全保障が増すのでは」と厳しく批判した。

三木氏は、秘密とその公開は必ずセットだが、時間をかけても公開・説明するという発想が法案になく、懲罰的であることを指摘。また、米国的情報に依存した、一面的な外交政策や安全保障の検証に疑問を

呈した。さらに、秘密の記録管理がきちんとなされておらず、アクセスに支障を来たしているのが現状、ルールを定め、守らせ、情報公開させが必要だと強調した。

密約が公表されたとき、太田氏は、密約や安全保障を担当する外務省の若手官僚から「おかげで政策論議が深まった。でも、外務次官まで務めながらリークした村田氏は許さない」と言われたという。秘密を墓場まで持っていくことを美德とする官僚制度独自の思想や政治文化がいまだ続いているのだ。「この法案は、優秀な官僚を萎縮させ、メディアも交えた自由闊達な議論を阻害するので、政治不信が募り、さらに官僚が暴走しかねない。その防止に、活発な政権交代による歴史の検証が必要となる。検証に必要な記録管理をきちんと行ってこそ、国民との間に信頼関係が生まれる。秘密指定はその信頼関係の上で行うべき。信頼関係がない中での本法案可決は国家百年の計を左

右しかねない」という言葉でしめくられた。

(M.Y.)

◆ 太田昌克さん(共同通信編集委員・論説委員)

1968年富山県生まれ。早稲田大学政治経済学部政治学科卒業後、92年共同通信社入社。政策研究大学院大学博士課程修了、博士(公共政策)。2003年から2007年まで同社ワシントン特派員。2006年度ボーン・上田記念国際記者賞受賞。「核持ち込み密約は外務官僚が管理—歴代四次官が証言」など核密約に関する一連の報道で、2009年度平和・協同ジャーナリスト基金賞(大賞)受賞。編著に『核の「今」が分かる本』(講談社+α新書)、著書に『アトミック・ゴースト』(講談社)、『盟約の闇—「核の傘」と日米同盟』(日本評論社)、『日米「核密約」の全貌』(筑摩選書)、『秘録—核スクープの裏側』(講談社)など。

◆ 関連書籍

『秘密保全法批判—脅かされる知る権利』
田島泰彦・清水勉編 (日本評論社、税込2625円)

「法学館憲法研究所 2013 憲法フォーラム」

第2回「憲法感覚の培い方」 聴講レポート

2013年11月11日、伊藤塾高田馬場校にて法学館憲法研究所「憲法フォーラム〈第二回〉」が開催されました。

早稲田大学教授・水島朝穂氏と法学館憲法研究所所長・伊藤真氏より「憲法感覚の培い方」についてお話しいただきました。

早稲田大学教授・水島朝穂氏からは、憲法に向き合うとき、1 憲法に関わる歴史を知ることが重要、2 憲法に関する世論調査結果には吟味が必要、3 憲法感覚を培うためには意識的な努力や工夫が大切であることなど、憲法感覚を磨くためのノウハウについてお話しいただきました。

また、新聞の読み方、本の読み方とともに考え方の熟成の仕方についても解説があり、熟成という言葉にワインの熟成を思わせる深いお話を感じました。水島先生のお話を聞き、いま国民一人ひとりに憲法とどう向き合うかが問われているのだと改めて気づかされました。私たちの憲法は、人びとの権利や自由を守るために、権力に対してその行使を制限する基本法であるはずです。その意味でも、国会で法案可決が焦点となっている特定秘密保護法案は、国民の知る権利が制限されるもので、一人ひとりの権利や自由が損なわれる法案であり、それは憲法の理念に反すると強い危機感を覚えました。

伊藤真氏からは、一人ひとりの意見を一票一票に反映する「一人一票の実現化」に向けた、力強い発言を伺うことができ、新聞を読むのが楽しみになるお話をいただきました。人のために力を尽くすことを「尽力」といいますが、今ある平凡な日常は、誰かの尽力のお陰で「平凡に生活できる」日常なのだと、痛感する今日この頃です。伊藤氏の「タフさ」をさまざまと感じ、誰かのために力を発揮するためには、人の二倍も三倍も気力と体力が必要だと感じました。

また、フォーラムで質疑応答が行われた中で「政治やメディアが憲法をすべて熟知しているとは思えない

し、都合のいいときにだけ政治利用しているとしか思えません。憲法は政治家やメディアや弁護士によってそれぞれ違うものですか？ 声の大きいもの勝ちですか？ お二人の考えをお聞かせください。」という質問には、「権力者が憲法解釈によって改憲をすることは立憲主義に反することで許されない」という趣旨をお話いただき、法学の素人である私にも、その重要性がわかるようご説明いただきました。

臨時国会会期中、様々な質問が上がり、リアリティ溢れるフォーラムで、大変勉強になりました。

(T.O.)

『3.11』被災地再訪 ～仙台市宮城野区・ある被災者宅を訪れて～

10月19日から20日、HuRPの有志と仙台市宮城野区を訪れた。2011年「3.11」東日本大震災後、筆者が同年8月、被災地ボランティアに出かけた場所だ。津波で半壊した米農家・Eさんのお宅に派遣され、空き地と化した畑でビニールハウス再建のために部品の清掃作業を手伝った。今回の訪問では、自宅を改築し昨年から農作業を始めているEさんに再会し、震災後と現在の状況や心境についてお話を聞くことができた。

南蒲生に住むEさんは震災当時、6メートルの津波を目の当たりにし、畑や作業場の機械をやむなく放置し避難した。2ヶ月間の避難所生活の中で、岡田にある仙台津波復興支援センターが無料で派遣し、自宅や畑の清掃を手伝ってくれる「ボランティア」の存在を親戚から聞いて知ったという。後で作業費を請求されるのでは…と疑いながら、ボランティアを依頼すると見る見るうちにがれきの山が片付いていった。そんなボランティアの姿に励まされ、突き動かされるように自宅と畑の再建に取り組んだと笑顔で話してくれた。「2

年後に必ず復興するとみんなに宣言した。また来てくれるボランティアさんのために客間も作ったんだっしゃ」。

海岸沿いの農家で農業を再開できたのはEさんだけ。整備に出ていたトラクターなど高額な機械が残ったこと、また保険に加入していたEさんは幸運ではあった。しかし「国はまず金をとる。こちらは家や畑を復旧するための費用を全て支払ったあと、やっと補助金を手にできる」。お金がないと復興のための補助金も受けられない。家でニュースを聞いているだけでは知り得ない現実が、被災者を苦しめている。一方、農協と契約をして米農家を営むEさんは「認定農業者」



2日目、畑の草むしりを手伝った。

として登録していた。認定農業者制度とは「農業者が農業経営基盤強化促進基本構想に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画を市町村が認定し、これらの認定を受けた農業者に対して重点的に支援措置を講じようとするもの」(農林水産省)とされ、アルバイトなど他の仕事をすることは許されない。Eさん曰く、この制度のおかげで補助金を得られたそうだ。

2年前の訪問時も拠点となった、この地区にボランティアを派遣し続けるNPO団体・仙台津波復興支援センターのスタッフなど被災地ボランティアに携わる人の声を聞くことができたことも、大きな収穫だったと言える。紙幅の関係で、まずもっての報告となるが、今回の訪問のレポートと「被災地再訪企画」のこれからについて、別の機会に改めてお伝えする場を設けたい。

(M.A.)

NPO 法人 刑事・少年司法研究センター 設立記念講演会のご案内

本 NPO 法人は、刑事司法と少年司法が適正かつ健全に運営されるためには、学術的にも、実務的にも、長期的な展望と広い視野に基づいた研究や提言が必要な時代が到来しているということを踏まえて、2013 年 7 月に刑事司法および少年司法に関わる教育と学術研究の推進を目的として設立されました。

このたび、本 NPO 法人の設立を記念いたしまして、講演会を開催いたします。ご多用中のことと存じますが、何卒ご来場いただければ幸いです。みなさまのお越しを心よりお待ち申し上げます。

設立記念講演会 「日本の刑事司法にメスを入れる」

【プログラム】

設立挨拶 守屋克彦(本法人理事長)

第一部 講演

「人質司法——日本の刑事司法の現状と刑事裁判」

木谷 明 氏(弁護士)

「再審・えん罪——最近の再審裁判を見る」

村井 敏邦 氏(大阪学院大学法科大学院教授)

第二部 第1回「守屋研究奨励賞」、「守屋賞」授賞式

【日時】 2013年 12月 21日(土) 15:30 開場・16:00 開演

【会場】全水道会館(東京都文京区本郷 1-4-1 TEL:03-3816-4196)

▼お問い合わせ先：特定非営利活動法人 刑事司法及び少年司法に関する教育・学術研究推進センター

E-mail : ercj@ercj.org URL : <http://www.ercj.org/index.html>

〒170-8474 東京都豊島区南大塚 3 丁目 12 番 4 号 株式会社日本評論社内 TEL:03-6744-0353



【編集後記】 ▼衆議院本会議で特定秘密保護法案が強行採決された。法案がこのまま成立すれば、政権が意のままに秘密を指定し、國民に都合の悪い情報を隠すことができるようになる。危機感を抱くだけでは足りず、反対の意思を行動で示さねば、と思う。▽寒さも本格的になり今年もあっという間に年末がやってきました。今年の HuRP の活動の総括と来年の活動について、12月号でお届けできればと思っています。 (望)